

第6章 競技会

第1節 総則

第50条 (目的)

本章は、日本国内において開催される卓球競技会（以下「競技会」という）について、円滑に運営されることを目的とし、その組織及び運営について定める。

第51条 (定義)

本章において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 主催

自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること

(2) 共同主催（共催）

共同の名義において試合等を開催すること

(3) 主管

試合等の運営を、委託を受けて実施すること

(4) 後援

他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助は伴わない）

(5) 協力

他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること

(6) 協賛

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

(7) 特別協賛（冠協賛）

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること

第52条 (主催権)

日本国内において開催される全国規模の競技会の主催権は、全て本協会に帰属する。

- 2 各都道府県加盟団体が、以下の名称及び類似の名称、並びにそれを想起させる名称を使用する場合は、事前に本協会に許可を得なければならない。（日本、全日本、全国、ジャパン、JAPAN、世界、国際、ワールド）

第53条 (主管の委託)

本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、各種の連盟、当該競技会開催地の都道府県卓球協会・連盟、又は第三者に委託することができる。

- 2 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分又は支出超過の処理について取り決めておくものとする。
- 3 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
- 4 本協会より委託された主管競技会が、天変地異等の不可抗力により、中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第 54 条 (競技会の賞品)

競技会に参加するチーム及び選手への賞品(賞金を含む)は、競技会の価値及び選手の年齢、社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第 2 節 国内競技会

第 55 条 (国内競技会の主催)

本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。

- ①全日本ラージボール卓球選手権大会
- ②全日本実業団卓球選手権大会
- ③全日本卓球選手権大会(ホープス・カブ・バンビの部)
- ④全国レディース卓球大会
- ⑤全国ホープス卓球大会
- ⑥全国高等学校卓球選手権大会
- ⑦全国中学校卓球大会
- ⑧全日本社会人卓球選手権大会
- ⑨国民体育大会(卓球競技)
- ⑩全日本クラブ卓球選手権大会
- ⑪全日本卓球選手権大会(団体の部)
- ⑫全日本卓球選手権大会(マスターズの部)
- ⑬全日本卓球選手権大会(カデットの部)
- ⑭全国ラージボール卓球大会
- ⑮天皇杯・皇后杯全日本卓球選手権大会(一般・ジュニアの部)
- ⑯全国レディース卓球フェスティバル
- ⑰全国ホープス選抜卓球大会
- ⑱全国中学選抜卓球大会
- ⑲全国高等学校選抜卓球大会
- ⑳全国教職員卓球選手権大会

2 本協会は、前項の競技会以外に、理事会において承認された競技会を主催する。

3 前 2 項の本協会主催競技会の開催日程は、本協会の理事会で決定する。なお、事業部は各主管者等と調整の上、理事会開催前に、予め競技会の開催要項の素案を策定しなければならない。

第 56 条 (大会実施要項)

国内競技会の大会実施要項は、理事会の承認を経て定める。

第 57 条 (大会主管マニュアル)

主管者は、別に定める「全国大会主管マニュアル」に基づき、国内競技会を運営しなければならない。

第 58 条 (名義使用)

本協会に第 51 条 (4) (5) (7) に定める名義の使用を希望する者は、開催日の 3 か月前までに、本協会専務理事宛に名義使用願書を提出し、承認を得なければならない。

- 2 名義使用願書は、以下の各項が記載されたものとする。
 - (1) 申請団体名及び責任者
 - (2) 申請団体所在地、連絡先電話・FAX 番号・メールアドレス
 - (3) 催事名称
 - (4) 開催期間、場所
 - (5) 名義使用理由
 - (6) 事業概要・実績（プログラム、要項などの添付、賞金・賞品等がある場合は金額・内容）
 - (7) 名義使用にあたっての本会への要望事項
- 3 前々項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第 59 条（名義使用料）

本協会が名義使用を認めた場合には、申請者は原則として次の各料金を本協会に納入しなければならない。但し、本協会加盟団体に限り無償とする。

- (1) 後援 金 200,000 円
 - (2) 協力、協賛 金 100,000 円
- 2 本協会は事業の内容を検討し、使用料を減免することができる。

第 60 条（名義使用の承認条件）

名義を使用する事業の内容は、卓球の普及を図り、参加者の心身の健全な発展に寄与するものと認められるものでなければならない。また大会参加者は本協会登録会員であることが望ましい。

第 61 条（違反・処分）

本協会の承認無しに無断で本協会の名義を使用した場合、本協会は名義使用者に対して第 59 条に定めた使用料を請求する。また無断使用により本協会に損害が生じた場合、本協会はその名義使用者に対して損害賠償を請求することができる。

- 2 加盟団体が、次の各号の一に該当する場合、第 3 章加盟団体第 28 条に従い、処分する。また損害が生じた場合、本協会は加盟団体に損害賠償を請求することができる。
 - (1) 本会の承認を得ることなく、実施した場合
 - (2) 本協会への実施申請にあたり、故意に申請内容を偽った場合
 - (3) 本協会の承認内容と異なる内容で実施した場合
 - (4) 実施者として品位を汚し、又は著しく本協会の名誉を傷つけた場合

第 62 条（要望への対応）

名義使用希望者は、事業の度に事前に申請手続きをしなければならない。

- 2 本協会は、要望があれば本協会から役員を派遣することができる。
- 3 本協会からの賞牌、賞状などの授与の要望があった場合には、別途検討することができる。

第 63 条（参加要件）

競技会等への参加要件に関しては、各種大会要項に定める。

第 64 条 (競技用具)

主管者が用意する競技用具は、原則として、本協会が公認し発売後 3 ヶ月以上経過したものの中から大会主催者が決定し、各種大会要項に記載する。

第 3 節 大会役員及び競技役員派遣 (国内)

第 65 条 (目的)

本節は、本協会が大会役員及び競技役員を国内競技会に派遣する場合の規程を定める。

第 66 条 (適用範囲)

本節の適用範囲は、本協会が主催する国内競技会から専務理事が関係役員と協議した上で選定した大会とする。

第 67 条 (区分)

第 66 条で選定された国内競技会には、原則として次の任務を帯びた大会役員及び競技役員を派遣する。ただし、主要大会については派遣役員を増員することができる。

大会会長・・・会長、名誉副会長、副会長、専務理事いずれか 1 名

大会委員長・・・専務理事、常務理事、理事いずれか 1 名

審判長・・・1 名

事務局員・・・庶務 1 名 (全大会に派遣するとは限らない)

第 68 条 (派遣決定)

毎年度、第 4 回理事会において次年度の派遣役員を報告する。原案は事業担当職員が作成する。

第 69 条 (派遣変更)

派遣役員に変更が生じた場合、該当役員は速やかに事業担当常務理事に報告しなければならない。

第 4 節 冠大会・冠講習会

第 70 条 (冠大会・冠講習会の開催)

本協会及び本協会加盟団体は、特定の企業名又は商標、商品名等を付した冠大会・冠講習会 (以下「冠大会等」という) を開催することができる。

第 71 条 (対象業種の制限)

本協会及び本協会加盟団体が冠大会等を開催する場合、以下の業種を冠とすることができない。

【冠とすることができない業種及び団体等】

タバコ、パチンコ (メーカー及びホール)、風俗業等の業種、及び宗教関係、暴力団関係、政治団体等の団体

第72条（実施内容）

本協会及び本協会加盟団体が実施する冠大会の内容は、次のいずれかに該当したものでなければならない。

- (1) 冠企業と本協会又は本協会加盟団体が共催者となる場合
- (2) 本協会又は本協会加盟団体が主催者となり、冠企業が特別協賛となる場合

第73条（冠企業の指導・監督）

本協会及び本協会加盟団体は、冠大会等の実施について、冠企業を適切に指導・監督しなければならない。

第5節 国際競技会

第74条（本協会の専属権限）

本協会は ITTF が認める日本唯一の代表機関であり、ITTF 加盟国との国際競技会に関する折衝は、全て本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、本協会加盟団体がこれを行うことができる。

第75条（国際競技会の開催制限）

国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチーム及び選手を招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

- 2 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。

第76条（大会の運営方法）

本協会が ITTF 及び ATTU 等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、当該競技会の運営は、本協会又は本協会が認めた組織が行う。

第77条（海外における競技会への参加）

ITTF 又は ATTU 等の主催する競技会への登録選手の派遣は、本協会が別に定める強化本部規程に基づいて出場選手を決定し、派遣する。

- 2 前項の場合を除き、登録選手が外国で開催される競技会に参加しようとする場合は、別に定める国際交流規程に基づいて派遣する。

第6節 天皇杯皇后杯授与保管規程

第78条（目的）

天皇杯、皇后杯は、全日本卓球選手権大会一般の部男子シングルス、女子シングルス優勝者に授与する。

第79条（授与・返還）

天皇杯及び皇后杯は、閉会式にて授与し、次回大会の開会までに本協会へ返還する。尚、返還式を次回大会開会式の際に行うものとする。

第 80 条（授与された者の義務）

天皇杯又は皇后杯を授与された者は、次の各項の義務を有する。

- ①天皇杯、皇后杯の取り扱いは丁重にしなければならない。
- ②特別の注意をはらい責任をもって保管する。
- ③破損、紛失等の場合は、授与された者、若しくは授与者から保管を委託された者の責任とする。
- ④天皇杯、皇后杯にはいかなる文字・模様等刻入してはならない。
- ⑤天皇杯、皇后杯を商業宣伝目的に利用してはならない。
- ⑥本協会より必要に応じ、一時返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

第 81 条（レプリカの授与）

天皇杯、皇后杯の受領の名誉を保持するため、授与された優勝者に対しては、次回大会開会式での返還に際し、本協会からレプリカを授与する。

第 82 条（優勝者名の註記）

天皇杯、皇后杯に記録を添付し、大会毎に順次優勝者名を註記する。

第 83 条（報告）

事務局長は、天皇杯、皇后杯の授与、保管の状況について、会長名で年に一回宮内庁に報告を行う。